

松川町国土強靱化地域計画【概要版】

松川町国土強靱化地域計画について

国では、平成 25 年（2013 年）12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます）を公布・施行し、平成 26 年（2014 年）6 月に『国土強靱化基本計画』（以下『基本計画』といいます）を閣議決定しました（平成 30 年 12 月に変更）。

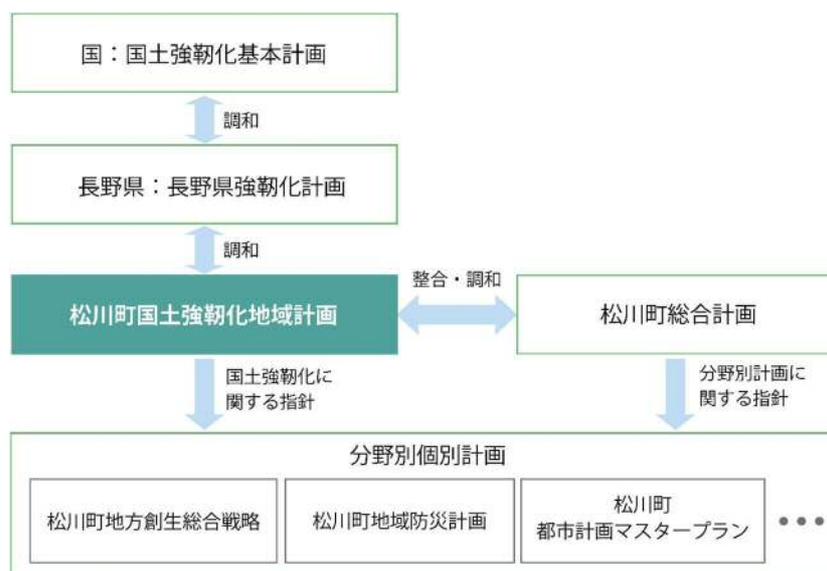
長野県においても、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、発災に際しては被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるために平成 28 年（2016 年）3 月に『長野県強靱化計画』を策定しました。その後の災害から得られた知見や教訓を活用する必要や、実施している施策の進捗状況に合わせた見直しをするために、平成 30 年（2018 年）3 月に『第 2 期長野県強靱化計画』（以下、『県計画』といいます）の策定を行いました。

本町においても基本法の理念や国・県の動きを受けるとともに、災害は必ず起こり得るものとして、その被害を最小限にとどめられるよう準備し、「安心で安全な住みよい暮らしづくり」を実現するために『松川町国土強靱化地域計画』（以下『本計画』といいます）を定めるものです。

計画の位置付け

本計画は、大規模自然災害に対する本町の脆弱性を認識するとともに、その克服に向け、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、基本計画や県計画と調和を図りながら、基本法第 13 条の規定により策定するもので、国土強靱化の観点から、本町におけるさまざまな分野の指針となる計画です。

また本計画は、町の最上位計画である総合計画と整合・調和を図り、推進していくものです。



計画の目的・計画期間

本計画の最大の目的は、すべての町民の生命・財産・生活を守ることにあります。

過去の災害によって得られた教訓や今後起こり得ると予想されている災害等を踏まえた「最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、仮にこれらが発生した場合の本町の現状と課題を分析し、強靱化に向けた施策を効果的に実施していくことにより、「最悪の事態」を招かないことを目指します。

町の強靱化を実現するためには、行政単独ではなく、町民、企業、地域もともに連携体制を構築し、事前の準備を進めることが重要です。

本計画では、これらのことを踏まえ、行政、地域、関係機関が一体となって強靱化に取り組み、町民の生命、財産、暮らしを守ることを目的とします。

また、本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

基本的な考え方

県計画の目標と調和を図りつつ、以下のとおり本計画の「基本目標」を設定し、それらを受けて、町として「事前に備えるべき目標」を設定します。

基本目標

- I. 人命の保護が最大限に図られること
- II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることを

起きてはならない最悪の事態についての施策分野と重点項目

本計画では、本町で想定される災害を踏まえ、起きてはならない最悪の事態を設定し、それぞれの事態について、施策分野ごとの施策を照合しました。施策分野については、「行政機能、情報通信機能」、「住宅、都市基盤、エネルギー」、「保健医療・福祉」、「経済、産業構造、金融」、「土地利用、環境」の個別分野と横断的分野として「人づくり・地域づくり」の全6分野に分けました。

個別施策分野	
1 行政機能、情報通信機能	2 住宅、都市基盤、エネルギー
3 保健医療・福祉	4 経済、産業構造、金融
5 土地利用、環境	
横断的施策分野	
6 人づくり・地域づくり	

また、25 項目の「起きてはならない最悪の事態」のうち、「影響の大きさ」「緊急性」の2つの視点から優先すべき12項目を選定し、最悪の事態に陥らないために重点化する項目としました。

基本目標	事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限に図られること	1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅や多数の者が集まる施設の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
		1-3	土砂災害による死傷者の発生
II. 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること	2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足
		2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災、支援ルート途絶等による医療機能の麻痺及び救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-2	停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止及びテレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報が必要な者への未伝達
		4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
IV. 迅速な復旧復興	4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-4	地域交通ネットワークの分断
		6-1	土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）やため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-3	農地・森林等の荒廃
		7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-4	地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅れ

対応方策

施策の一覧は次のとおりです。重点化に関連する施策については、次表に【重点】と記載してあります。また、『総合計画』に記載のものについても記してあります。

	起きてはならない最悪の事態	おもな施策
1-1	住宅や多数の者が集まる施設の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	① 町有施設（庁舎等）の耐震化 ② 町有施設（学校・保育園）の耐震化 ③ 町有施設（社会教育施設）の耐震化 ④ 町有施設（社会福祉施設）の耐震化 ⑤ 空き家の利活用の推進【重点・総合計画】 ⑥ 停電対策 ⑦ 住宅内の地震対策 ⑧ 地震による建造物（大規模建物）耐震対策 ⑨ 地震による建造物耐震対策 ⑩ 都市計画道路整備対策 ⑪ 消防団装備品整備事業 ⑫ 自主防災組織強化【重点・総合計画】
1-2	河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	① 河川の河床、堤防、砂防等整備対策 ② 災害に強い消防団 ③ 防災情報の周知 ④ 住民主導型警戒避難体制構築事業 ⑤ 流域治水による浸水被害軽減
1-3	土砂災害による死傷者の発生	① 雨量観測体制の強化 ② 避難施設までの道路整備【重点・総合計画】 ③ 河川の河床、堤防、砂防等整備対策（再掲） ④ 急傾斜地等整備対策 ⑤ 森林整備【重点・総合計画】 ⑥ 棚田地域保全施設管理事業（峠長ぞうれ地区） ⑦ 防災情報の周知（再掲） ⑧ 住民主導型警戒避難体制構築事業（再掲）
1-4	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	① 適切な避難勧告等の発令 ② 情報伝達手段の整備 ③ 外国籍町民への情報伝達 ④ 要援護者台帳及び福祉台帳の整備と運用 ⑤ 学校運営計画の推進

	起きてはならない最悪の事態	おもな施策
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川の河床、堤防、砂防等整備対策（再掲） ② 急傾斜地等整備対策（再掲） ③ 荒廃した農道の整備 ④ 防災情報の周知（再掲）
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ① 警察・消防・自衛隊関係機関との連携 ② 松川町赤十字奉仕団との連携 ③ 自主防災組織強化（再掲）【重点・総合計画】 ④ 消防団装備品整備事業（再掲） ⑤ 災害に強い消防団（再掲）
2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災、支援ルート途絶等による医療機能の麻痺及び救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害応援協定 ② 町内医療機関、福祉施設への非常用電源設備導入 ③ 停電対策（再掲） ④ 都市計画道路整備対策（再掲） ⑤ 中央自動車道、国道・県道の緊急輸送路等の災害対策 ⑥ 橋梁施設等の災害対策【重点・総合計画】 ⑦ 道路舗装の長寿命化対策【重点・総合計画】 ⑧ 国県道、町道の除雪対策 ⑨ 町道の整備・維持管理 ⑩ 飯伊地区包括医療協議会との連携 ⑪ 医療ガイドによる適切な行動の意識啓発 ⑫ 災害時の医療機関との連携
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ① 精神的ケアと相互扶助（地域共生）の推進 ② 感染症まん延防止
3-1	行政機関の職員や施設等の被災による大幅な機能低下	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害応援協定（再掲） ② 非常用電源の確保 ③ 職員の安否確認及び職員参集 ④ BCP の策定 ⑤ 災害ボランティアセンター立ち上げ及び運営
3-2	停電、通信施設の被災による情報通信の麻痺・長期停止及びテレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報が必要な者への未伝達	<ul style="list-style-type: none"> ① ICT 業務継続計画の策定 ② ネットワークの無線化【重点・総合計画】 ③ 光ファイバーケーブルの高度化 ④ 防災拠点施設の機能確保 ⑤ 住民との効果的な情報共有/伝達手段の強化 ⑥ 多様な通信手段の確保 ⑦ 情報伝達手段の整備（再掲） ⑧ 外国籍町民への情報伝達（再掲）

	起きてはならない最悪の事態	おもな施策
4-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ① 停電対策（再掲） ② 災害応援協定（再掲）
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ① 水道施設耐震化対策 ② 水道管耐震化対策【重点】 ③ 老朽管更新対策【重点】 ④ 給水装置設備の整備【重点】 ⑤ 給水施設の停電対策【重点】 ⑥ 水道施設台帳整備【重点】 ⑦ 応急体制の整備【重点】 ⑧ 広域連携による相互応援協力 ⑨ 応急給水用資機材の備蓄
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ① 下水道施設の改築更新【重点】 ② 下水道施設の地震対策【重点】 ③ 下水道施設の停電対策【重点】 ④ 台帳整備とバックアップ【重点】 ⑤ 関係機関との連絡協力・応援体制の整備【重点】 ⑥ 受援体制の整備【重点】 ⑦ 避難施設のトイレ機能確保【重点】
4-4	地域交通ネットワークの分断	<ul style="list-style-type: none"> ① 中央自動車道、国道・県道の緊急輸送路等の災害対策（再掲） ② 橋梁施設等の災害対策（再掲）【重点・総合計画】 ③ 道路舗装の長寿命化対策（再掲）【重点・総合計画】 ④ 林道の維持管理 ⑤ 安心して利用できる地域公共交通システムの構築【重点・総合計画】

	起きてはならない最悪の事態	おもな施策
5-1	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止やサプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害応援協定（再掲） ② 中央自動車道、国道・県道の緊急輸送路等の災害対策（再掲） ③ 国県道、町道の除雪対策（再掲） ④ 町道の整備・維持管理（再掲） ⑤ 企業の防災体制の強化
5-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業農村整備事業 ② 飼育農家への対策周知 ③ 農作物被害への対応 ④ 食料の備蓄
6-1	土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）やため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ① 河川の河床、堤防、砂防等整備対策（再掲） ② 急傾斜地等整備対策（再掲） ③ 農業用ため池の点検及び計画的な補修工事【重点・総合計画】 ④ 農業用水路の整備、改修【重点・総合計画】 ⑤ 防災情報の周知（再掲） ⑥ 住民主導型警戒避難体制構築事業（再掲） ⑦ 消防団装備品整備事業（再掲） ⑧ 災害に強い消防団（再掲）
6-2	有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関との連携強化 ② 水質事故対応訓練 ③ 災害時の石綿飛散防止対策
6-3	農地・森林等の荒廃	<ul style="list-style-type: none"> ① 農業後継者の育成新規就農希望者の受け入れ【重点・総合計画】 ② 遊休農地の解消【重点・総合計画】 ③ 農産物への被害対策 ④ 農業用ため池決壊による被害の抑制対策【重点・総合計画】 ⑤ 森林整備（再掲）【重点・総合計画】 ⑥ 農業用水路の整備、改修（再掲）【重点・総合計画】
6-4	観光や地域農産物に対する風評被害	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域農産物の情報対策
6-5	避難所等における環境の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害派遣 ② 福祉避難所の指定及び災害に対応した福祉施設 ③ 福祉避難所運営 ④ 避難所運営

	起きてはならない最悪の事態	おもな施策
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	① 隣接自治体・関係機関等との連携強化 ② 災害廃棄物処理計画の策定【重点・総合計画】
7-2	道路啓開等の遅れによる復旧・復興の大幅な遅れ	① 中央自動車道、国道・県道の緊急輸送路等の災害対策（再掲） ② 停電対策（再掲） ③ 災害応援協定（再掲）
7-3	倒壊した住宅の再建の大幅な遅れ	① 地震による建造物耐震対策（再掲） ② 住宅内の地震対策（再掲） ③ り災証明等の発行 ④ 建築物・宅地の危険度判定
7-4	地域コミュニティの崩壊による復旧・復興の大幅な遅れ	① 持続可能な自治組織づくり【重点・総合計画】 ② 防災士の育成 ③ 防災資機材の配備 ④ 防災知識普及 ⑤ 災害文化の伝承による防災教育 ⑥ 自主防災会役員への女性の登用

評価・見直し

本計画は、社会情勢等の変化や、強靱化に関する施策等の推進状況等を考慮しながら、PDCAサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、計画内容の見直しを行います。地域計画における数値目標の達成による本町の強靱化を目指しつつ、地域計画に記載されていない、本町の強靱化に資する新たな取組や数値目標の上方修正等、随時、地域計画に取り込みながら、積極的に実施します。

